八人ニ而も不事ニ而ハ軍中ニ而長袖ハ用ノ
事多シ一旦又戦ハ
者の心小用ニ而ハ
ぬ事ニ而ハ
ぬ入用なる事ハ
る事ハ
羊貴人大将の心得次第
ぬ小石連ニ事ニ
深き事ニ

味方原信玄陣取ル事

信玄味方ヶ原の備立の
名将ニ而ハ
ぬ信玄ニ
将ニも得ぬ
ニくせ有ニ
ぬニ而ハ
ニ而ハ
ニ而ハ

諸士と共に破られる事一備立の矢なみの如く
くり出し〳〵和流の備立小隊一異国の陣法
に習ひ隊を立る事を専一とて教練す異国
にても節と云ふ事合戦の差引なれども
戦ふに臨んでは必ず守ることなふうとくなる事
陣法の教ゆへ也〳〵必ず守る事と云ふ事を
教ゆる

小荷駄備百騎　井利陣代細野加
賀米倉丹後百騎

小河海鳴百騎　渋利

馬場五十騎　高坂三百騎　山形七百騎

小笹松垣百騎　真田百騎　内藤百騎　武田左衛佐百騎　豚頼百騎

跡部大炊三百騎　穴山梅雪百騎　小幡上総守百騎　小畠縫殿助百騎　土屋門百騎

猪俣組左備原隼人百五十騎　駒井右京亮

清野百五十騎　岡部長教百五十騎　曲八厩百騎　土屋門百騎

浅利式部少輔百五十騎　浦野和泉守百騎　横手飛騨守百騎　横手飛騨守百騎　原隼人百五十騎　駒井右京亮

堺中左近

馬

清利兵部少輔　小畑三河守　旗奉行　雨宮十兵衛　旗奉行　笠原肥後　旗奉行　雨宮十兵衛

小田喜中務少輔　旗本組与備　保科弾正　久保内記　久保内記　久保内記

国立公文書館
National Archives of Japan

寛永七年十月十日

琉球人来朝ニ付饗応ノ記

一時服　二十
一銀　壱枚
一時服　二
一銀馬代　鴻漸筑後

琉球書翰

謹裁牘呈上閣下恭聞
貴國

[illegal] 年[illegal]守

鴻漸將監

一団
一団

旗手　九騎　下曽根
持鎗　十本　長坂　四騎
　　長岡　内衆
　　土岐　弓之衆
使者六人　弐騎五本入
　　武藤与衆
持鎗　二十本　三番　二番
　　三番　一番
使者　二十騎　四番　三番
使者六人　二十騎　四番
　　二十騎

武者奉行　族奉行　岩手左門
令福刑部　先祖族
孫子族

問衆　空人
　　問衆等人
　　武田
　　弓之庄
　　衆中本
馬　持鎗二十本
馬　持鎗十本
馬　一番近習
馬　二番近習
馬　三番近習
馬　四番近習

木村出雲守　二十騎
佐我和泉守　人数四十騎
建松野　十騎
諏訪

国立公文書館
National Archives of Japan